



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2017年4月17日(月)

健康保険

退職後の傷病手当金

資格喪失後の継続給付

健康保険の傷病手当金は、被保険者が業務外の病気やけがの療養の為に働く事ができない期間に給与が受けられない場合、又は給与の支払額が手当金より少ない場合に受給する事ができます。

傷病手当金が受けられる期間は支給開始時期から最長で1年6ヶ月です。この間に復職した期間があっても再び同じ傷病で休んだとしても、支給期間は支給開始より1年6ヶ月間の期間に算入されます。

資格喪失後の傷病手当金

退職等で資格喪失した場合でも傷病手当金を受け取れる場合があります。資格喪失日の前日（退職日）まで被保険者期間が1年以上あり、その日に傷病手当金を受けているか受けられる状態であれば、資格喪失後も引き続き支給を受ける事ができます。これは資格喪失後の継続給付であり、被保険者が出産の為に休業する期間に対する出産手当金も同じ制度があります。

任意継続被保険者となった時

退職した時に任意継続被保険者となった場合は、資格喪失時の継続給付に該当すれば任意被保険者であっても傷病手当金を受け取ることができます。但し、任意継続被保険者になった後に、病気やけがの療養の為に

働く事ができない時であっても傷病手当金を受け取る事はできません。

傷病手当金が支給調整される場合

資格喪失後の継続給付は、資格を喪失した人が老齢年金を受けている時は原則として傷病手当金は受け取れませんが、老齢年金額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない時はその差額が支給されます。

また、退職後に雇用保険の失業給付の基本手当を受けようとしても、傷病手当を受けていれば基本手当を同時には受けられません。基本手当の受給要件が「いつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にある事」である為、傷病手当金は受けられないのです（基本手当の受給期間延長はできます）。

このように退職後の継続給付で傷病手当金を受けている時には支給制限にかかる事もあるので注意が必要です。



退職後にも給付が受けられることがあるので知っておくといいですね